

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>れている。金券の管理体制を徹底されたい。</p> <p>農業技術課 No.27 モニタリング対象者を確保する方法について（意見事項）</p> <p>環境にやさしい生産方式実証・普及費については、モニタリング調査対象者の選定が困難な状況であり、調査時のみならず年間を通じてモニタリング対象者の状況を把握し、モニタリング対象者を確保する方法を検討することを要望する。</p>	<p>月30日付け農技第2248号「適切な事務処理の確保について（通知）」により徹底した。</p> <p>年度中途においてモニタリング対象者を訪問するなど調査の進捗状況を確認することとした。</p> <p>また、モニタリング調査期間中に農家が不慮の事態で協力が得られない場合には、速やかに他の農家に協力を依頼し対象者を確保することとした。</p>
<p>農業技術課 No.28 物品の購入実績確認について（意見事項）</p> <p>環境にやさしい生産方式実証・普及費については、報償物品（商品券）の購入はモニタリングの実績を確認して行うよう要望する。</p>	<p>令和3年度より各農務事務所にてモニタリング対象者からの実績に基づき報償物品（商品券）を購入することを令和4年3月30日付け農投第2248号「適切な事務処理の確保について（通知）」により徹底した。</p>
<p>農業技術課 No.29 農薬・肥料の使用状況を把握するモニタリング調査結果について（意見事項）</p> <p>環境にやさしい生産方式実証・普及費については、農薬・肥料の使用状況を把握するモニタリング調査結果を、データのみでの共有ではなく、正しくデータ活用がなされるよう、調査結果報告書として各機関へ提供することが望ましい。</p>	<p>令和3年度から各農務事務所、総合農業技術センター、果樹試験場が環境保全型農業の推進に関する管内の農家指導や、試験研究の課題設定の際に活用するよう「肥料・農薬使用実態モニタリング事業調査結果報告書」を作成し送付した。</p>
<p>3.2.30. 新系統継維持・組合せ検定費用 畜産課・山梨県畜産酪農技術センター No.30 修繕等の随意契約理由の記載について（意見事項）</p> <p>令和2年度に実施した修繕工事のうち、育成豚舎（B舎、E舎）除糞スクレーパーの修繕については、「支出負担行為計画」の起案文書の中で随意契約及び適用法令を指定しているが、その随意契約の詳細な理由が記載されていない。当該起案文書に適用法令と併せて随意契約の詳細な理由を明記するよう要望する。</p>	<p>随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当し、契約の内容、性質、目的のほか、緊急性等を総合的に勘案して実施している。</p> <p>随意契約とする場合には、法令、運用通知などに照らし合わせ、明確に理由等を記載していくこととする。</p>

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>山梨県畜産酪農技術センターは、豚の凍結精液を保存するために使用している液体窒素を定期的に購入しているが、現在は専門業者による配達納品が不可欠であることを理由に、随意契約を採用し、見積合わせを省略している。現在の業者以外に調達可能な業者がないと言えるか疑問であり、再度、県内の液体窒素を取り扱う業者を調査し、現在の契約形態等（随意契約及び見積合わせの省略）を見直すことを検討されたい。</p>	<p>令和4年4月から、納品条件を満たす取扱業者3者による見積合わせを行っている。</p>
<p>3.2.31. 持続可能な農泊ビジネス推進事業費 農村振興課 No.32 成果目標の設定について（意見事項）</p> <p>持続可能な農泊ビジネス推進事業費については、山梨県を訪れる交流人口の増加と農村地域における城内経済循環の確立、更にそれらを通じた山梨県の人口減少対策につなげていくことを目的に、農泊ビジネスプランの構築に向けた支援等を実施している。本事業の成果目標は「農泊に取組む地区数（果計）」としているが、この「地区数」という用語は現在所管課が実施している事業の内容から見て事業内容を忠実に表しているのか疑問であるため、より実態に合った、分かりやすい用語（「農泊に取組む団体数」等）で表現することを要望する。</p>	<p>令和4年度から、農泊の推進事業に取り組む際は、事業内容に沿った成果目標となるよう、「団体数」をベースに検討していく。</p>
<p>農村振興課 No.33 現事業を踏まえた次年度以降事業への取組について（意見事項）</p> <p>持続可能な農泊ビジネス推進事業は、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領に規定する「広域ネットワーク推進事業」の「都道府県単位における取組」に該当し、その取組で現在規定している2つの要件のうち、調査・研究、普及・啓発及び人と情報のネットワーク構築等の取組【要件1：助成額250万円上限】に基づいている。しかし、実際の実施事業は農泊に取り組む地域の拡大に向け、都道府県単位でネットワーク組織を構築し、一定水準の農泊の取組を行っている地域を選定する取組【要件2：助成額300万円上限】にも関連する事業であることから、次期事業採択時には、【要件2】の要素も考慮して取り組み、拡大発展した国事業補助金に申請されることを期待する。</p>	<p>令和4年度から、国の交付金を活用する際は、農泊に取り組む地域の拡大に向け、「要件2」の要素を考慮した事業内容で申請することを検討していく。</p>
<p>農村振興課 No.34 成果結果の公表（HP掲載等）について（意見事項）</p>	

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>持続可能な農泊ビジネス推進事業に参加し、成果目標に寄与している、農泊に取り組む団体（事業主体・中心的担い手）の情報については、価値のある情報であり、山梨県の取組の成果として、また、中心的担い手の支援策としても、当該団体の了解を得て県所管課のHP等に公表することを要望する。</p>	<p>農泊に取り組む団体の情報について、各団体のHP掲載の承諾が得られ次第、順次県農村振興課のHPに掲載していく。</p>
<p>農村振興課 No.35 持続可能な農泊ビジネス推進事業の業務受託者決定について（意見事項） 持続可能な農泊ビジネス推進事業の業務受託者を決定する際に、参加資格審査並びに企画提案書及びプレゼンテーションの内容を当該業務委託審査委員会で審査し採点するが、参加資格審査については審議を経ることなく各選定委員の採点結果をそのまま合計して決定する方法を採用している。このような審査・採点手法について、審査委員の採点結果に異常点が発生した場合でも審査委員会では各委員間の審議を実施せず、委員の評価が大きく異なる結果となっている。参加資格の審査結果の差異の取扱いも含め、業務委託者選定プロセスでの審査を十分に実施することも重要であり、より適切な採点結果を導き出す選定方法の採用について十分に検討することを要望する。</p>	<p>審査委員会における各委員の採点後、同委員会後採点結果について意見を交換・集約した上で、業務委託候補事業者を決定することとした。</p>
<p>3.2.32. 土地改良区体制強化事業費補助金 耕地課 No.36 土地改良区体制強化事業費補助金に係る消費税仕入控除税額の返還額の歳入調定について（指摘事項） 土地改良区体制強化事業費補助金については、施設・財務管理強化対策事業等を行う県土地改良事業団体会合会に対する補助等を行っているが、消費税仕入控除税額の返還に係る調定事務が遅延していた。当該補助金の実績報告書が補助事業者から提出された後、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定し事業者から確定報告を受けたときは、消費税仕入控除税額の返還額の歳入調定を速やかに行われたい。</p>	<p>当該事業は国庫補助金を県補助金の財源の一部としているため、国に対しても消費税仕入控除税額を返還する必要があることから、国からの補助金返還命令により返還額を確定させ、その後、速やかに県と国の返還額を合算して歳入調定を行ったものである。令和4年度からは、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定し事業者から確定報告を受けたときは、国からの返還命令を待たず、消費税仕入控除税額の返還額の歳入調定を速やかに行うこととする。</p>
<p>出納局管理課 No.37 歳入調定の時期について（意見事項）</p>	
<p>指摘事項及び意見事項（要旨） 補助金の返還報告を受けた場合の歳入調定について、山梨県財務規則には、調定向けの会計処理手続に関する規定はあるが（同規則第21条第1項）、歳入調定の実施時期については特段明記されていない。調定の時期に係る規定がないこともあり、補助金の返還に係る収入債権の調定事務が遅延していた。そのような事務遅延を防止する内部統制の整備として、当該財務規則等に歳入調定の時期に関する明文の規定を設けるよう要望する。</p>	<p>事務遅延防止や会計事務の適正化の観点から、会計事務ガイドブック又は会計事務Q&Aに明文化していくこととした。</p>
<p>耕地課 No.38 換地処分の実態の把握に基づく換地処分未了地区の解消及び統合整備計画の推進について（意見事項） 土地改良区体制強化事業のうち、土地改良換地等促進事業において、換地処分未了地区の解消に関する指導を実施しているが、土地改良区統合整備基本計画に規定する「解散に関する計画」において解散指導対象としている12地区のうち、換地処分未了を理由として解散できない地区が2地区存在する。当該事業を活用して換地処分未了地区の解消を進めるなど、指導助言を実施し、目標の達成に向けた着実な進捗管理を実施するよう要望する。</p>	<p>換地処分未了を理由として解散できない土地改良区に関しては、土地改良区指導担当者が会議において課題を整理したが、換地処分未了以外の課題もあり、解散が困難な状況であることが確認された。国への報告及び相談も行っており、引き続き目標の達成に向けた検討を行っていく。</p>
<p>3.2.34. 国営造成施設管理体制整備促進事業費 耕地課 No.39 のチェックリストを活用して事業の改善等に積極的に取り組むことを要望する（意見事項） 国営造成施設管理体制整備促進事業費については、土地改良区による農業水利施設の管理体制について、情勢の変化に対応し、地域住民等の多様な主体の参画による安定的な体制の整備・強化を図っているが、当該事業に係る事業効果を示す指標は、異独自には設定していない。当該事業の実施状況については毎年度、国のチェックリストにより取組項目ごとに取組目標を設定して実績評価を実施しているが、その結果は国への提出に止まり、県所管課としては当該事業に対する主体的な評価を行っているわけではない。当該実績評価について、事業の見直しや推進に係る有用な情報データとして共有されておらず、事業改善や改革に活用されていないため、国のチェックリストを活用して事業の改善等に積極的に取り組むことを要望する。</p>	<p>県では国のチェックリストを活用して、当該年度の達成状況や活動内容の進捗を把握し、その内容については県関係者で共有している。一部目標達成に至っていない取組項目もあるため、令和4年度からは国のチェックリストを活用して内容の見直しを進め、目標の達成に向けて取り組む。</p>

指摘事項及び意見事項(要旨)	講じた措置(又は今後の方針等)
<p>耕地課 No.40 国営造成施設管理体整備促進事業における、山梨県土地改良事業団体連合会が所有する農業基礎地理情報GISシステムの県所管課における使用について(指摘事項)</p> <p>県では山梨県土地改良事業団体連合会が所有している農業基礎地理情報GISシステムを使用しているが、当該システムの使用許諾契約が締結されていない。法令順守を徹底するために県と山梨県土地改良事業団体連合会との間で使用許諾契約を締結する必要がある。</p> <p>耕地課 No.41 計画策定推進事業における2つの委託事業の契約変更について(指摘事項)</p> <p>国営造成施設管理体整備促進事業(管理体整備型)を実施するに当たり、県は、2つの業務委託を実施しているが、当該業務委託は毎年度、契約変更を行い、予算額の上限である金額に一致させている。その際に、当初契約の内容と変更後の契約内容との差異を数値で合理的に確認することができない状況であったことから、変更内容に係る作業量や品質の差異とその変更に係る契約金額の差額が合理的に説明することができよう、契約変更時や業務委託の成果物点検時点において、正確な設計や納品検証等を実施された。</p> <p>耕地課 No.42 管理体整備強化支援事業において、2つの土地改良区に対する補助金の実績報告について(意見事項)</p> <p>国営造成施設管理体整備強化支援事業において、2つの土地改良区に対して補助金を交付する際に、管理費の内訳項目の一部を調整して、補助金の予算額の上限に合致するよう、決算金額を調整している。補助金の交付対象事業に係る収支決算については、補助金の予算額に合致するような調整を行うことなく、当該事業で執行した支出額を決算額として報告するよう、周知徹底し、定率(37.5%)以下の補助であることが前提に、予算額の範囲内で補助金が交付・確定するという現実に合わせた収支決算を報告するよう、指導されたい。</p> <p>3.2.35. やまなしスタート農業実装事業費 農業技術課</p>	<p>農業基礎地理情報GISシステムの使用については、「山梨県水土里情報利活用推進協議会規約」第13条に基づき「山梨県水土里基礎図取扱い要領」により使用が認められている。令和4年度の業務委託から、契約書に業務成果物の所有権について県に帰属することを記載した。</p> <p>本監査による指摘内容を関係する全ての農務事務所へ周知した。 今後、契約変更時において、契約金額の差額が合理的に説明できるよう設計を行い、その関係書類を整理する。</p> <p>事業実施主体に対し、補助金予算額を上回る支出についても決算額として報告するよう指導した。令和4年度から、県では指導の内容が反映されているか実績報告時に確認する。</p>

指摘事項及び意見事項(要旨)	講じた措置(又は今後の方針等)
<p>No.43 当該事業への応募件数を増やす施策について(意見事項)</p> <p>やまなしスタート農業実装事業費については、省力化、低コスト、高品質化による農業生産性の向上が見込まれる先進技術の導入に意欲のある事業実施主体を公募し、先進技術の現地実証を行うための設備導入に要する経費等に対し補助等を行っているが、当該事業への応募者が少ない状況である。県として、公募の時期を調整する、この事業の必要性和緊急性のPRを広く行う、農家と農業関係者以外の連携による応募を促進する等の、「応募件数を増やす施策」を実施することを要望する。</p> <p>3.2.36. 安全・安心ブランド農産物推進事業費 農業技術課 No.44 残留農薬の1件当たりの検査費用について(意見事項)</p> <p>安全・安心ブランド農産物推進事業費については、消費者に安全・安心な県産農産物を提供するため、農薬飛散防止対策と合わせて、登録変更に対応した防除体系の確立と出荷前の対策を徹底しているが、残留農薬調査の主たる発注先企業に、調査実施団体の各農業協同組合等が個別に発注しているため、1検査当たりの検査費用にばらつきがある。事業実施主体が各農協等であるから、県が一括発注することはできないが、1件当たりの検査費用の違いにつき分析し、検査費用を節約できないかの検討を要望する。</p> <p>3.3. 出先機関の監査 3.3.1. 山梨県水産技術センター 山梨県水産技術センター No.45 アユの生産設備の稼働について(意見事項)</p> <p>アユの生産設備の稼働は低調となっているが、稼働を高めることで放流量を増加させ、「漁業協同組合等の経営安定」「漁業及び遊漁の推進」に向けた好循環(放流量増加→漁場の魅力向上→釣りの増加→漁協の収入増加→生産量増加→生産単価減少→)を生み出せる可能性があることから、稼働を高めるための追加の支出と効果について検討されることを要望する。</p> <p>3.3.2. 山梨県畜産酪農技術センター 山梨県畜産酪農技術センター No.46 生産農家とのコミュニケーションについて</p>	<p>多くの農業者が事業に応募できるよう、着想から応募までの期間を確保するため公募開始時期を調整し、更に県ホームページの掲載、SNSを活用した周知のほか、農業資材メーカーなどに幅広く周知した。また、やまなしスタート農業実装事業に採択された農業者による実演会を報道機関に情報提供し、メディアに取り上げられた結果、多くの問い合わせがあった。</p> <p>1件あたりの検査費用の違いについては、検体の送料等であることが確認できたため、実績報告で経費内訳を明記するよう指導した。 また、検査を行う際には、適正な検査費用とするために引き続き数社での見積り合わせを行うように併せて指導した。</p> <p>漁業協同組合の経営安定と漁業及び遊漁の推進に向けて、生産事業の効率化を図りながらアユ種苗の生産量増加と販売価格について令和4年度から検討する。また、優良なアユ種苗の供給や効果的な放流方法の検討にも取り組むこととした。</p>

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>て（意見事項）</p> <p>コロナ禍により、現場意見の聴取や研究内容へのフィードバックを受ける頻度が減少する中ではあるが、生産農家との頻繁なコミュニケーションを確保し、現場のニーズに沿った的確な研究課題を設定し、現場農家の飼育技術向上に寄与することを要望する。</p>	<p>年度初めの関係機関における総会、8月の評師委員会および年度末の農業代表者会議など生産農家の集まる会議での意見聴取、電話等での農家の声を直接聞く、農家巡回を行っている普及センターや家畜保健衛生所との連携を深め、情報共有するなど可能な限り農家との接点を持つことで対応していくこととした。</p>
<p>山梨県畜産路農技術センター No.47 各生産物の売却先候補について（意見事項）</p> <p>種卵の廃棄については、機会損失が生じている。種卵や食卵について、各生産物の売却先候補を増やし、試験研究の財源に寄与するための収益の拡大に繋げる方法の策定を検討することを要望する。</p>	<p>種卵については、コマーシャル農家の生産農家で孵卵器を所有していることが売却先となるが、現在、孵卵器を所有する農家がいないため、ふ化したヒナを売却している状況である。今後は、生産農家と連携を密にし、余剰種卵が生じないよう計画的に交配をしていくこととした。</p> <p>食卵については、試験研究の関係で飼育羽数が時期によって変動するため年間を通じて一定量の出荷ができず県内の鶏卵取り扱い業者からは敬遠される傾向にある。そのため新たな取引先を探すことは現状では難しいが、取引条件を協議する中で売却先を増やすように検討していく。</p>
<p>山梨県畜産路農技術センター No.48 豚舎における防鳥ネットの設置について（指摘事項）</p> <p>本所において、カラスなどの害鳥を防ぎ、豚熱等を予防するため、令和2年度に防鳥ネット資材一式を購入しているものの、令和3年9月の往査時点において防鳥ネットの設置状況は、全豚舎の半分程度である。農林水産省の定める飼養衛生管理基準を満たすべく、豚舎における防鳥ネットの設置を早急に完了させたい。</p>	<p>令和3年12月20日に設置を完了した。なお、設置に時間を要した豚舎については、夜間は家畜を屋内に閉じ込めるなど飼養衛生管理を強化することで、基準に適合するよう対策を講じていた。</p>
<p>出納局管理課 No.49 山梨県物品等入札参加資格者名簿に登録されている業者の倒産した会社の資格審査基準や、その趨勢、もしくは他の財務諸表の数値の分析について（意見事項）</p> <p>山梨県物品等入札参加資格者名簿に登録されている業者が、倒産して、回収が難しい債権が発生した事例があった。山梨県物品等競争入札の申</p>	<p>今後、財務諸表の分析方法も含め、入札参加資格の適正な登録審査基準について調査・研究していく。</p>
<p>指摘事項及び意見事項（要旨）</p> <p>請には、審査が行われており、その中には、申請書や財務諸表などをもとに算出した数値が資格審査基準を満たしていることなどの条件がある。倒産した会社の資格審査基準の項目や、その趨勢、もしくは他の財務諸表の数値を分析し、新たに資格審査基準等に加えるべき要素の有無の検討をするよう要望する。</p>	<p>講じた措置（又は今後の方針等）</p> <p>今後は、指名業者を5人未満で指名競争入札を行う場合、指名する入札者の合理的な選定理由を明らかにした書類を整備することを徹底することとした。</p> <p>また、かいの会計検査や財務事務関係の研修会などを通じて、指名業者を5人未満とした場合、その理由を文書で示すよう周知徹底することとした。</p>
<p>山梨県畜産路農技術センター・出納局管理課 No.50 5人未満で行う指名競争入札について（意見事項）</p> <p>山梨県財務規則において、指名競争入札は、「原則として5人以上の入札者を指名し、入札指名通知によって行うこと」となっており、5人未満で行う場合は合理的理由が必要となる」とされているが、5人未満で行う場合に合理的な理由が文章等で明らかになっていないケースがあった。指名競争入札で、原則5人以上の入札者を指名するのは、競争性を確保するためであるので、山梨県物品等入札参加資格者名簿に、該当する業種（物品）の登録者が5人以上いるにもかかわらず、5人未満で入札者を指名するときには、その合理的な理由を文章等で明らかにし保存するよう要望する。</p>	<p>令和4年1月から使用状況や点検整備の状況を記載するための管理簿を作成するとともに、農業機械の安全利用・整備に関する知識・技術の習得に努めながら厳格な管理を行うっていくこととした。</p>
<p>山梨県畜産路農技術センター No.51 本所におけるチェーンソーの管理方法について（意見事項）</p> <p>本所におけるチェーンソーは誰でも必要に応じて誰でも持ち出せる状況となっているなど、管理方法に改善の余地がある。取扱いに注意を要するものであり、管理簿を作成して厳重な管理をすることを要望する。</p>	<p>令和4年1月1月から使用状況や点検整備の状況を記載するための管理簿を作成するとともに、農業機械の安全利用・整備に関する知識・技術の習得に努めながら厳格な管理を行うっていくこととした。</p>
<p>山梨県畜産路農技術センター No.52 備品原簿の記載について（意見事項）</p> <p>本所・支所の備品原簿には、使用場所の欄が空欄のものや、詳細な場所が特定されない記載のものがある。備品原簿の記載につき、備品の使用場所を記載し、より詳細な情報を提供することで、管理台帳としてより有用なものになることから、備品原簿の記載につき改善を要望する。</p>	<p>記載内容の不備について、備品の使用場所を記載するなど適切な記載内容となるよう改善を行った。</p>
<p>山梨県畜産路農技術センター No.53 長坂支所のエアコン設置工事に関して（指摘事項）</p> <p>長坂支所の本館および現場管理棟のエアコン工事については、工事請負費として区分されていた</p>	<p>公有財産台帳の「建物注記」欄に、エアコン設置に関する記述を追加した。</p>